個人様からいただくご寄付に関するご説明

皆さまから頂戴する貴重な浄財（寄付）は、まるたこう一郎が支部長を務めております、
自由民主党神奈川県第十三選挙区支部において、一元的にお受けさせていただいております。
政治資金の管理を適正に行い、事務手続きを簡略化し、ご支援者様にご迷惑をおかけすることのないようにする目的であり、
まるたこう一郎へのご支援というご趣旨を損なうものではございませんので、ご理解いただけますと幸いでございます。
ご寄付によるご支援は、政治資金規正法に基づいてご報告させていただきます。
皆さまの温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

1．個人様からいただくご寄付の制限についてのご説明

政治資金規正法（以下、規正法と略します。）上の寄付の制限には質的制限と量的制限とがあります。

（1）質的制限… 個人様からいただくご寄付については以下のとおりの制限がかかります。
・外国人からのご寄付はいただくことができません。（規正法２２条の５）
・他人名義・匿名によるご寄付はいただくことができません。（規正法２２条の６）

（2）量的制限…個人様からいただくご寄付についての、金額制限については以下の通りとなっております。

寄付者：個人 受贈者：政治団体		個人 （公職の候補者等を含む）	
		総枠制限 総金額の限度額	個別制限 同一者への限度額
政治団体	政党（政党支部を含む）	年間 2,000万円 以内	制限なし
	政治資金団体（政党が指定）		
	資金管理団体（公職の候補者等が指定）	年間 1,000 万円 以内	年間 150 万円以内
	上記以外の政治団体		年間 150 万円以内

総務省自治行政局選挙部政治資金課発行の「政治資金規正法のあらまし」のⅤ．寄付の制限にも詳しい説明が
ございますので、ご参照ください。
総務省
https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html

2．個人様からご寄付をいただいた場合の個人様側での税制優遇措置

(1)税制優遇の内容
寄附をしていただいた個人様は、お支払いただいた年分の所得控除としての寄附金控除の適用を受けるか、
または政党等寄附金特別控除制度による税額控除の適用を受けるか、 いずれか有利な方を選択することができます。
個人様の所得の状況や他の寄附金によって効果が変わる可能性があるので詳しくは所轄税務署或いは税理士にご相談下さい。

国税庁 No.1260 政党等寄附金特別控除制度
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1260.htm

(2)税制優遇を受けるための手続き
寄附をしていただいた個人様は、税務署に所得税の確定申告をする際に当事務所が作成し神奈川県選挙管理委員会の
確認印をうけた「寄附金(税額)控除のための書類」を添付し、税の軽減を受けていただきます。
但し、同書類が確定申告の期限に間に合わないことが想定されます。その場合には、当事務所が発行した
「寄附金の領収証(写し)」を添付して確定申告をしていただき、後日お届けする確認印が押された
「寄附金(税額)控除のための書類」を所轄の税務署にて差し替えていただくようお願いいたします。

３．収支報告書への寄付者の記載

年間の収支を政治資金収支報告書に記載する際に、個人様からいただくご寄付が5万1円以上の場合は、
その方の氏名、住所、職業、寄付金額、日付の記載が必要となります。
その後、収支報告書として記載内容が公開されることとなりますので、その点ご注意下さい。
なお、寄付金控除の対象期間内でのご寄付で、控除を希望をされた方につきましては、
たとえ5万円以下の金額であっても、上記同様の詳細な記載が必用となり、収支報告書として記載内容が
公開されることとなりますので、その点もご注意下さい。